

確定申告・住民税申告が不要の給与所得者等の方へ

ふるさと寄附金の

ワンストップ特例制度が創設されました

○確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者等が寄附をした場合に、税務申告手続を簡素化する特例制度です。

○寄附をされる際にワンストップ特例の申請をされると、市町村間にて通知を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除額」（所得税・住民税の寄附金控除・寄附金税額控除相当額）が適用されます。



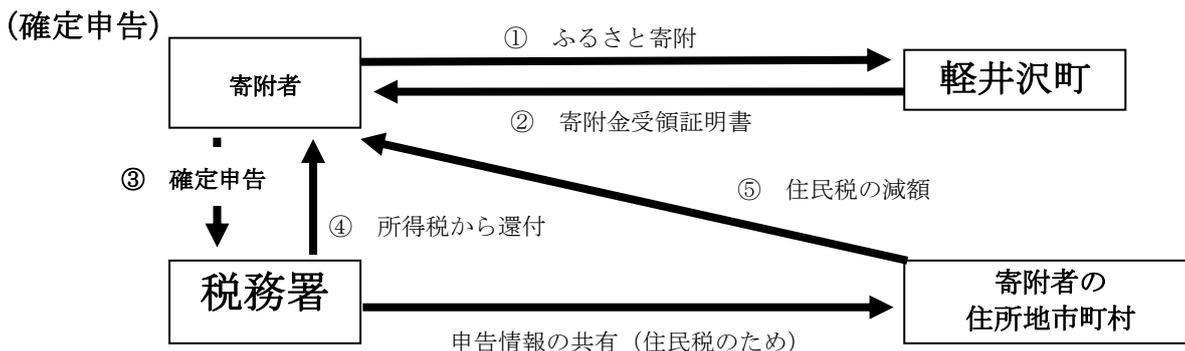
▼必要な手続き

1. 「さわやか軽井沢ふるさと寄附金」の寄附申込時に、「ワンストップ特例申請書を要望する」にチェックしてください。
2. 後日、寄附金受領証明書と併せて送付される「**申告特例申請書**」に、必要事項を記入・**押印**の上、町へ送付してください。（住所移転など変更があった場合はご連絡ください。翌年の1月10日まで）

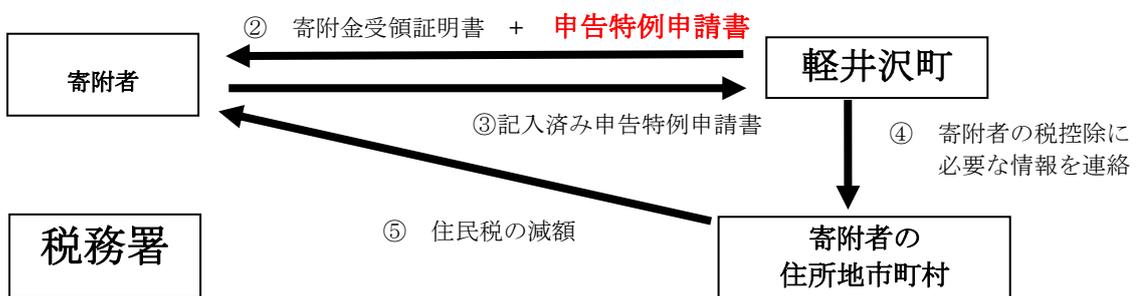
ご注意いただきたいこと

- ・ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告（医療費控除等による場合も含む。）を行った場合や、5ヶ所を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となり、申告特例控除額は適用されません。
 - ・ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより、確定申告や住民税申告が必要になった場合は、寄附金控除の申告漏れにご注意ください。
- ※「寄附金受領証明書」を添付資料としてお使いください。

ふるさと寄附金控除の手続き



(ワンストップ特例制度) ※①ふるさと寄附後の流れ



ワンストップ特例申請書 添付書類台紙

住所		フリガナ 氏名	
----	--	------------	--

◆マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

(表面)

(裏面)

◆マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていない方

「Ⅰ 番号確認書類」の写しと「Ⅱ 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

Ⅰ 番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》
・通知カードの写し ・住民票の写し (マイナンバーの記載のあるもの)
のいずれか1つ



Ⅱ 身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主 であることを確認できる書類の写し》
・運転免許証の写し ・パスポートの写し ・健康保険証の写し ・身体障害者手帳の写し
のいずれか1つ

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--